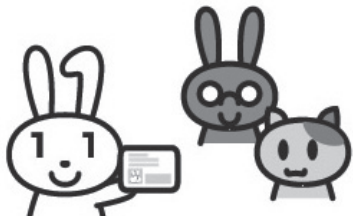


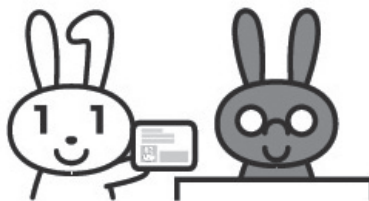
③本人確認の際の 公的な身分証明書

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面において、1枚で済むことができる唯一のカードです。住民票などの諸証明書を請求するときの身分証明など、さまざまな場面で活用できます。



①個人番号を証明する 書類として

マイナンバーの提示が必要となるさまざまな場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

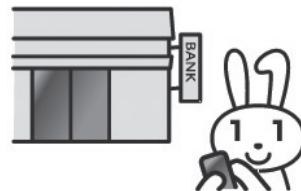


～個人番号カードQ & A～

- Q 個人番号カードは必ず申請しなければいけませんか。
- A 個人番号カードの申請は任意です。
- Q 個人番号カードに申請期限はありますか。
- A 個人番号カードの申請期限は設けてられていません。いつでも申請できます。
- Q 個人番号カードに有効期限はありますか。
- A 有効期限は次のとおりです。
 - ・20歳未満の方…発行から5回目の誕生日
 - ・20歳以上の方…発行から10回目の誕生日

②各種行政手続きの オンライン申請

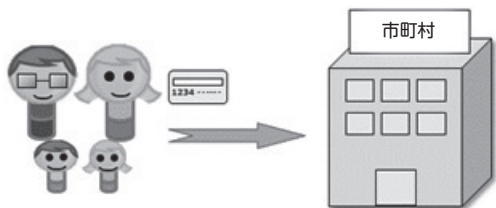
平成29年1月から開始されるマイナポータルへのログインをはじめ、個人番号カードに搭載された電子証明書を^{イー・タックス}を用いたe-Taxなどの電子申請に利用できます。



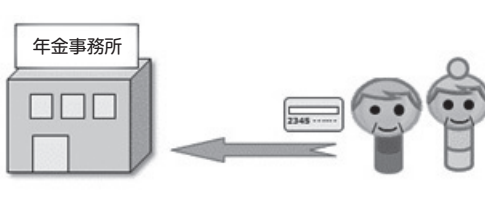
マイナンバーは次のような場面で使います。



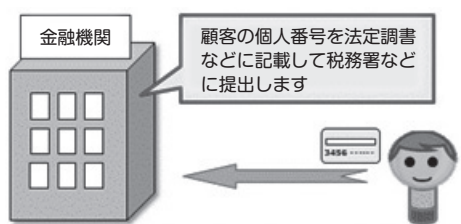
毎年6月の**児童手当の現況届**の際に市町村にマイナンバーを提示します。



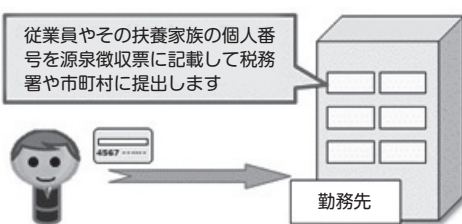
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。



保険会社などにマイナンバーを提示し、**法定調書**などに記載します。



勤務先にマイナンバーを提示し、**源泉徴収票**などに記載します。



『個人番号カード』は、身分証明と同時にマイナンバーを提示できる便利な身分証明書です。
しかし、そもそもマイナンバーはどのような場面で提示する必要があるのでしょうか。マイナンバーを提示したり記載したりする場面の例を紹介するので、あらためて、マイナンバーについて確認しましょう。